

構造関係規定に係る既存不適格調書

令和 年 月 日

申請者（所有者）住所
氏名

次の既存建築物を現地調査した結果、事実に相違ありません。

調査者 建築士事務所名
建築士事務所登録番号
建築士登録番号
氏名

建築場所							
	基準時 (年 月 日)	現在 (既存部分)	今回除却部分	今回申請部分 (増改築部分)	合計		
建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
不適格部分	m ²	m ²	m ²	—	m ²		
不適格建築物の概要	用途	構造		階数			
	不適格の条項及び位置						
	項目	該当条項		位置（不適格の部分）			
	構造関係規定						
	施行令第137条の2の適用する号（増改築部分と基準時又は現在部分との関係性等により判断）（※1） 第一号イ（構造一体）、第一号ロ（構造分離）、第二号イ（構造一体1/2以下1/20超）、第二号ロ（構造一体1/2以下1/20超（法20条4号に限る））、第三号イ（1/20以下かつ50㎡未満）（いずれかに○）						
既往工事	工事等種別	確認の有無	確認番号 年 月 日	検査済証の有無	検査済証番号	工事面積	工事実施を特定できる書類
	新築時	有・無	第 年 月 日	有・無	第 年 月 日	m ²	
		有・無	第 年 月 日	有・無	第 年 月 日	m ²	
		有・無	第 年 月 日	有・無	第 年 月 日	m ²	
	有・無	第 年 月 日	有・無	第 年 月 日	m ²		
備考							

【記載上の留意事項】

- 1 本様式は、棟単位で記載し、エキスパンションジョイント等により接続している場合も一棟として記載してください。
- 2 「基準時」は原則的に、木造の場合は平成12年6月1日(枠組壁工法、木質プレハブ工法は平成13年10月15日)、非木造の場合は平成19年6月20日となります。
- 3 「不適格部分」には、不適格となっている部分の面積を記載してください。基準時において既に現行規定に適合している場合や、基準時以降改修等により現行規定に適合した場合はその部分を除いた面積を記載ください。
- 3 既往工事は、新築時から現在までの増築、改築、除却、大規模な修繕、模様替、用途変更に係る工事の内容を記載ください。除却の工事面積は除却した面積を、改築の場合は除却と改築した面積を別の欄に記載してください。
- 4 工事実施を特定できる書類は、検査済証、登記事項証明書等の添付する工事実施の特定できる書類名称を記載ください。なお、除却、大規模な修繕、模様替、用途変更は記載不要です。

【添付図書】

- 1 既存不適格調書には以下の図書等を添付してください。

	図書の種類	備 考
1	既存建築物の平面図及び配置図	既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に、各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示してください。
2	工事実施を特定できる書類	検査済証が交付されている場合で、当時の検査機関において検査済証発行台帳等により確認できる場合は添付の必要はありません。
3	基準時以前の建築基準関係規定に適合していることを示す図書等	既存不適格であることを確認するため、建築物の用途、規模等により基準時以前の技術基準に適合していることを確認するための図書の添付を求める場合があります。

- 2 既存不適格調書以外に以下のうち、施行令第137条の2の適用する号(増改築部分と基準時又は現在部分との関係性等により判断)により必要な構造計算書、図書等を添付してください。(※1)

	図書の内容	備 考
1	既存部分が耐久性等関係規定及び屋上突出物、給排水設備、昇降機、屋葺き材等について、現行規定に準ずる基準(※2)に適合していることを示す図書	「建築基準法に基づく耐久性等関係規定等適合確認書」を利用ください。(同様の内容が確認できればその他の書類でも可)
2	既存部分又は建物全体が耐震診断基準に適合することを示す診断書(耐震診断書) (平成18年国土交通省告示第184号別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1に記載されている指針、又は第1の国土交通大臣が認める方法が該当)	構造耐力上主要な部分が新耐震基準に適合することを確認することにより耐震診断を行う場合は、構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他劣化の状況を確認できる写真を添付。
3	既存部分又は建物全体が令第82条第1号から第3号まで(地震に係る部分を除く。)に定めるところにより、建築物全体が構造耐力上安全であることを確かめた構造計算書	2の耐震診断書等に併せて添付が必要となります。
4	建物全体が仕様規定(施行令第3章の規定)(基礎に関する一部の規定等を除く)に適合し、基礎について補強に関する基準に適合することを示す図書	法20条第1項第四号に掲げる建築物に限る
5	建築物全体が令第42条、第43条及び第46条の規定に適合していることを示す図書(※3)	法20条第1項第四号に掲げる建築物のうち木造の場合に限る
6	既存部分の構造耐力上の危険性が增大しないことを示す構造計算書	

※1) 建築基準法施行令第137条の2に定める規定により既存部分に適用する規定が異なります。

「建築物の構造関係技術基準解説書」付録2付図2.2のフロー図が参考となります。

※2) 建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーター脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準(H17年国土交通省告示第566号第1)となります。

※3) 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成13年国土交通省告示第1540号第一から第十までの規定に適合していることを示す図書